

国立大学法人東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）委員会に関する申合せ

〔平成19年10月23日
規則第88号〕

改正 平成24年 3月27日規則第33号

（趣旨）

第1 この申合せは、国立大学法人東京外国語大学国際学術戦略本部規程第9条に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）が、独立行政法人日本学術振興会（以下「JSPS」という。）の委託により、若手研究者（博士課程・修士課程に在籍する大学院学生、ポスドク、助教等）に対して、海外の研究機関における研究活動を通じて、広範な基礎的・革新的学術情報、特殊技能・技術、より高度の学術論文作成力及び外国語による研究発表能力等を獲得させ、我が国における学術の将来を担う国際的視野に富む有能な研究者の養成を目的に実施する「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」（以下「プログラム」という。）を運営するため、国立大学法人東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）委員会（以下「TUF S－ITP委員会」という。）について定める。

（目的）

第2 TUF S－ITP委員会は、本学とJSPSがプログラムの実施委託について締結する業務委託契約書、及びJSPSが定めるプログラム実施要項等に基づき、プログラムの円滑かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

（組織）

第3 TUF S－ITP委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国際学術戦略本部長
- (2) 国際学術戦略本部員のうち、国際学術戦略本部長の指名する者
- (3) 大学院総合国際学術研究科教授会構成員のうち、大学院総合国際学術研究科長の推薦する者。ただし、若手研究者を除く。
- (4) アジア・アフリカ言語文化研究所の専任教員のうち、アジア・アフリカ言語文化研究所長の推薦する者。ただし、若手研究者を除く。
- (5) その他国際学術戦略本部長の指名する者

（所掌事項）

第4 TUF S－ITP委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) プログラム運営計画の策定
- (2) 海外派遣若手研究者の募集及び選考
- (3) プログラム委託費の管理
- (4) プログラム成果の社会への公表
- (5) プログラムの評価

(6) その他国際学術戦略本部長が指示する事項

(任期)

第5 第3第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、大学院総合国際学
研究科長の任期を超えることはできない。

2 第3第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、アジア・アフリカ言
語文化研究所長の任期を超えることはできない。

3 第3第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、国際学術戦略本部長
の任期を超えることはできない。

4 第3第3号から第5号の委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期
間とする。

(委員長)

第6 T U F S - I T P 委員会に委員長を置き、第3第2号に定める委員のうち、国際学
術戦略本部長が指名する者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ国際学術戦略本部長が指名する者がその職務を
代行する。

(会議)

第7 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところ
による。

4 委員は、自己の関係する派遣事案等については、その議事の議決に加わることができ
ない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(報告及び承認)

第8 T U F S - I T P 委員会は、第4に規定する所掌事項について、実施状況を国際学
術戦略本部長に報告し、承認を得るものとする。

(海外派遣若手研究者の募集)

第9 T U F S - I T P 委員会は、若手研究者の自薦又は若手研究者の指導教員の推薦に
より、第4第2号に定める海外派遣若手研究者の募集を行う。

(海外派遣若手研究者の選考)

第10 T U F S - I T P 委員会は、次に掲げる基準により、第4第2号に定める海外派
遣若手研究者の選考を行う。

(1) 研究テーマが、派遣先の海外パートナー機関の研究領域と合致していること。

(2) 研究計画が明確であり、成果が期待できること。

(3) 指導教員による指導方針が明示されていること。

(4) 現地調査と理論構築のバランスを取り得ること。

(5) 研究を遂行するに足る語学力を有すること。

(6) 他文化での生活への適応能力を有すること。

(I T P 事業委員会)

第11 T U F S - I T P 委員会は、海外派遣若手研究者について、第8に定める国際学
術戦略本部長の承認を得た場合は、当該若手研究者の指導教員とともにT U F S - I T

P事業委員会を組織する。

2 T U F S - I T P 事業委員会は、海外派遣する若手研究者の海外パートナー機関との連絡調整、海外派遣成果報告等の当該海外パートナー機関と本学との共同企画、その他の活動を立案及び運営する。

3 T U F S - I T P 事業委員会の委員は、プログラムの担当教職員となるものとする。ただし、J S P S の「先端研究拠点事業」、「日中韓フォーサイト事業」、「アジア研究教育拠点事業」、「アジア・アフリカ学術基盤形成事業」、「拠点大学交流事業」、「二国間交流事業（共同研究・セミナー）」、「日独共同大学院プログラム」において、コーディネーター、研究代表者、開催責任者となっている者（となる見込みの者）は、担当教職員にはなれないものとする。

（庶務）

第 1 2 T U F S - I T P 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

（雑則）

第 1 3 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は、国際学術戦略本部において定める。

附 則

この申合せは、平成 1 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 2 4 年 3 月 2 7 日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（I T P）委員会に関する申合せの規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から適用する。